

大館市飲用井戸等衛生対策要領

第1 目的

この要領は、飲用に供する井戸等を水源とする水道法等の規制を受けない水道（以下「飲用井戸等」という。）の適正な管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、飲用井戸等の総合的な衛生確保を図ることを目的とする。

第2 基本方針

飲用井戸等の衛生確保は、飲用井戸等を設置しようとする者または飲用井戸等の設置者もしくは管理者（以下「設置者等」という。）が自らの責任で行うことを基本とし、市は、飲用井戸等の衛生確保が図られるよう、設置者等に対し、適正な管理等について指導・助言を行うものとする。

第3 対象施設

この要領において対象とする施設は、大館市内における次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象：上水道・簡易水道・専用水道・簡易専用水道）、秋田県小規模水道条例（対象：小規模水道）、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（対象：特定建築物）、大館市給水条例及び大館市水道給水条例施行規程（対象：小規模貯水槽水道）の適用を受けないものとする。

- （1）個人住宅・寄宿舍・社宅・共同住宅等に居住する者に対して、地下水・表流水・湧水等を水源とし、飲用水を供給する給水施設（以下「一般飲用井戸等」という。）
- （2）官公庁・学校・病院・店舗・工場その他の事業所等に対して、地下水・表流水・湧水等を水源とし、飲用水を供給する給水施設（以下「業務用飲用井戸等」という。）
- （3）地下水・表流水・湧水等、もしくは水道事業の用に供する水道等から供給を受ける水と混合した水を水源とし、受水槽を介して飲用水を供給する専用水道に該当しない給水施設（以下「小規模受水槽水道」という。）

第4 衛生確保対策

1. 実態の把握等

- （1）市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の使用状況（設置者等・設置場所・設置数等）に関する情報の収集・整理に努め、設置者等並びに飲用井戸等の使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- （2）市は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、設置者等の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。
- （3）市は、飲用井戸等に係る水源の汚染状況について、関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。

2. 飲用井戸等の管理及び検査等

市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、設置者等に対して次に掲げる基準に従い飲用井戸等の管理及び検査等を実施するよう指導を行うものとする。

(1) 飲用井戸等の管理

- ① 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないよう、必要に応じて当該施設に鍵をかけ柵を設ける等、適切な措置を講ずること。
- ② 設置者等は、井戸等の構造（井筒・ケーシング・ポンプ・吸込管・弁類・管類・井戸のふた等）並びに井戸等の周辺につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
- ③ 小規模受水槽水道においては、1年以内ごとに1回、定期に水槽の清掃を行うとともに、水槽の点検等、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 飲用井戸等の検査

① 給水開始前の水質検査

設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所・設備等に十分配慮するとともに、給水開始前に、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭気酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム及びホルムアルデヒド（以下「消毒副生成物」という。）を除き（ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されている場合を除く。）水質基準の定められている全項目（ただし、水源が湖沼等、水が停滞しやすい表流水でない場合は、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの検査を省略することができる。）について検査を受けることとし、消毒を行っている場合にあっては、消毒の効果及び消毒副生生物についても検査を行い、同省令に定める基準に適合することを確認すること。

② 定期の水質検査

設置者等は、水質基準項目のうち、一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物(全有機炭素(TOC)の量)・pH値・臭気・味・色度・濁度並びにトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目につき周辺の水質検査等から判断して必要な項目について、1年以内ごとに1回、定期に水質検査を行うこと。

なお、当該検査の実施については、一般飲用井戸等において専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものは除くものとするが、同様に1年以内ごとに1回、定期に行うことが望ましい。

③ 臨時の水質検査

設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたときは、水質基準項目のうち必要なものについて、臨時の水質検査を行うこと。

④ 水質検査機関

上記①、②及び③の水質検査を依頼するにあたっては、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

⑤ 小規模受水槽水道における管理の状況に関する検査及び検査機関

小規模受水槽水道においては、1年以内ごとに1回、定期的に管理の状況に関する検査（検査内容については簡易専用水道の管理の状況に関する検査に準じるものとする。）を受けること。なお、当該検査を依頼するにあたっては、水道法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

（3）汚染が判明した場合の措置

- ① 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに市へ連絡し、指導を受けること。
- ② 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超えた場合には、市へ連絡し、指導を受けること。ただし、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質が検出された場合は、水質基準以下であっても市に連絡すること。

第5 汚染された飲用井戸等に対する措置

市は、設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときはその内容を調査するとともに、設置者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。なお、設置者等は、必要な措置を講ずるまでの間、飲用には他の安全な水を供すること。

また、この場合において、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、市は、関係部局と連携し速やかに汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。